

| 新 | 旧 | 備考 |
|--|---|----|
| <p>貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00014</p> <p>沿革 平成14年3月11日 一部改正 平成16年4月1日 一部改正 平成16年7月9日 一部改正 平成17年1月14日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正 <u>平成21年3月19日 一部改正</u></p> <p>（以下「銀行等」という。）と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書を次のとおり締結するものとする。</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（保険金額）</p> <p>第4条 保険金額は、保険価額に次の各号のいずれかの率を乗じて得た額とする。</p> <p>一 約款第3条第1号から第9号までのいずれかに該当する事由にあっては次に掲げる率</p> <p>イ 相手国政府（財政当局に限る。）若しくは中央銀行が発行する無条件かつ取り消すことができない支払保証が付されている貸付契約又は相手国政府（財政当局に限る。）若しくは中央銀行に直接貸し付ける貸付契約にあっては、100分の100</p> <p><u>ロ 地球環境保険特約を付して保険契約を締結する場合にあっては、100分の100</u></p> <p><u>ハ イ及びロ以外の場合にあっては、100分の97.5</u></p> <p>二 同条第10号又は第11号に該当する事由にあっては次に掲げる率</p> <p>イ 一流銀行が発行する無条件かつ取り消すことができない支払保証が付され</p> | <p>貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00014</p> <p>沿革 平成14年3月11日 一部改正 平成16年4月1日 一部改正 平成16年7月9日 一部改正 平成17年1月14日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正</p> <p>（以下「銀行等」という。）と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書を次のとおり締結するものとする。</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（保険金額）</p> <p>第4条 保険金額は、保険価額に次の各号のいずれかの率を乗じて得た額とする。</p> <p>一 約款第3条第1号から第9号までのいずれかに該当する事由にあっては次に掲げる率</p> <p>イ 相手国政府（財政当局に限る。）若しくは中央銀行が発行する無条件かつ取り消すことができない支払保証が付されている貸付契約又は相手国政府（財政当局に限る。）若しくは中央銀行に直接貸し付ける貸付契約にあっては、100分の100</p> <p>ロ イ以外の場合にあっては、100分の97.5</p> <p>二 同条第10号又は第11号に該当する事由にあっては次に掲げる率</p> <p>イ 一流銀行が発行する無条件かつ取り消すことができない支払保証が付され</p> | |

貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書・新旧対照表

| 新 | 旧 | 備考 |
|---|---|----|
| <p>ている貸付契約であって日本貿易保険が認めたもの又は前号イに該当する貸付契約にあつては、100分の95</p> <p>□ イ以外の場合にあつては、100分の95を上限として保険契約ごとに定める率</p> <p>第5条～第17条（略）</p> <p>上記のとおり特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。</p> <p>年 月 日</p> <p>銀行等名 印</p> <p>独立行政法人日本貿易保険理事長名 印</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成21年4月1日から実施する。</u></p> <p>附帯別表第1～附帯別表第3（略）</p> | <p>ている貸付契約であって日本貿易保険が認めたもの又は前号イに該当する貸付契約にあつては、100分の95</p> <p>□ イ以外の場合にあつては、100分の95を上限として保険契約ごとに定める率</p> <p>第5条～第17条（略）</p> <p>上記のとおり特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。</p> <p>年 月 日</p> <p>銀行等名 印</p> <p>独立行政法人日本貿易保険理事長名 印</p> <p>附帯別表第1～附帯別表第3（略）</p> | |